

松本市企業人権啓発推進連絡協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、松本市企業人権啓発推進連絡協議会（以下「協議会」）という。

(目的)

第2条 協議会は、国民的課題である同和問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃を図るため、企業の社会的責任と自覚のもとに、会員相互が連携して人権啓発を積極的に推進し、差別のない職場の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 人権啓発の総合的推進に関すること。
- (2) 人権啓発の連絡調整に関すること。
- (3) 人権啓発の研修に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、松本市内に事業所を有する企業をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員を選出は、次により行う。

- (1) 会長は、前任副会長があたる。
- (2) 副会長は、会長が指名する。
- (3) 理事は、会員の中より会長が指名する。
- (4) 監事は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、協議会の運営にあたる。
- (4) 監事は、協議会の事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参加)

第9条 協議会に参加を置くことができる。

- 2 参加は、会長が委嘱した者をもってあてる。
- 3 参加は、会議に出席し意見を述べるができる。

(会議)

第 10 条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集して議長となる。

2 総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改正に関する事項
- (2) 役員の選任に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 事業計画に関する事項
- (5) 協議会の運営に関する重要な事項
- (6) その他総会において審議すべき事項

3 役員会は、次の事項を処理する。

- (1) 総会で議決した事業の実施に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会から付託された事項
- (4) その他役員会において審議すべき事項

(会議の議決)

第 11 条 会議の議決は、出席会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

(会計)

第 12 条 協議会の経費は、会費及び委託収入・その他収入をもってあてる。

(事業年度)

第 13 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(事務局)

第 14 条 この協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局については、松本市 住民自治局 人権共生課内に置く。

3 事務局は会長の命を受け、協議会の庶務及び会計事務にあたる。

(補則)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が役員会にはかって別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 12 年 5 月 30 日から施行する。

(松本市企業同和教育推進連絡協議会規約の廃止)

松本市企業同和教育推進連絡協議会規約（昭和 53 年 3 月 16 日設立総会規約）は、廃止する。

(施行期日)

この規約は、令和 3 年 7 月 27 日から施行する。

(課名の変更)

市機構改革に伴い、課の名称を変更する。

(施行期日)

この規約は、令和 6 年 7 月 26 日から施行する。

(役員任期の変更)

役員の任期を 1 年に変更する。